

空知管内の実施状況について(中山間地域等直接支払制度)

農業・農村は、単に食料を供給するだけでなく、農業生産活動等を通じて国土の保全、水資源のかん養、良好な景観の形成、国民に保健休養の場を提供するなどの多くの多面的機能を有しています。しかし、中山間地域等は、傾斜地が多いことなどから農業生産性が低く、高齢化が進行し、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念されています。

本制度は、中山間地域等において、農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差の8割を直接支払うものとして、平成12年度から実施されています。

管内では、全24市町のうち、18市町が本制度を実施しており、令和2年度の参加協定数は119で、交付金額は約15億7千万円となっており、交付金額の全道に占める割合は約19%となっています。

また、岩見沢市の一部集落が令和元年に制定・施行された「棚田地域振興法」の指定棚田地域となり、指定地域では棚田を含めた地域景観の維持に係る活動や地元の小学生の体験学習の受入など、棚田を活かした地域振興活動が行われています。

(令和2年度実績)

取組実施市町	集落協定件数	協定参加者数 (人・組織)	交付金交付面積(ha)					交付金額 (百万円)	道内の交付金額に占める空知管内の割合(%)
			田	畑	草地	牧草地	合計		
18	119	3,434	15,780	417	184	11	16,391	1,575.2	19.5%

※ 交付金交付面積については端数処理の結果、各地目の合計値と合計が一致しない。